

第八岡見自主防災会 規約

(名称 事務所)

第1条 この会は、第八岡見自主防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所は第八岡見自治会館に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民の相互援助の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震火災、風水害（以下地震等という。）被害の防止及び軽減を図り、地域住民の安全を守ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 地震等発生時に救出・救護、避難誘導、初期消火、給食・給水及び情報収集・伝達等の応急対策をとること
- 二 危険物及び危険箇所の点検及び防火・防犯パトロールを実施し被害を予防すること
- 三 防災訓練を実施すること
- 四 防災知識の習得・普及すること
- 五 防災資機材を備蓄すること
- 六 その他第2条の目的達成に必要なこと

(会員)

第4条 本会会員は、第八岡見自治会員（以下「自治会員」という。）をもって構成する。

(役員及び組織)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|---|-----|-----|-----------------------|
| 一 | 会長 | 1名 | 自治会会長の兼務（災害発生時は対策本部長） |
| 二 | 副会長 | 2名 | 副会長兼務（同上対策本部副本部長） |
| 三 | 統括 | 1名 | 会長が委嘱 |
| 四 | 隊長 | 5名 | 会長が委嘱 |
| 五 | 副隊長 | 10名 | 会長が任命並びに委嘱 |
| 六 | 隊員 | 必要数 | 各部役員及び班長 |
| 七 | 会計 | 1名 | 会計の兼務 |
| 八 | 監事 | 2名 | 監事の兼務 |

2 役員任期

- ① 自治会役員任期とする。
 - ② 自治会役員以外は任期は無いが、本人の申告により、その任を解かれる。
- 3 役員は別に定める「各隊の任務」に基づく業務を行う。
 - 4 災害発生時に役員と共に率先して活動する「防災協力員」を会員の中から委嘱する。
 - 5 本会の組織は「別表」の通りとする。

(総会)

- 第6条 総会は、会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
- 2 定期総会は、会長が招集し、毎年4月の自治会総会と同時に開催する。
 - 3 総会は、自治会会則第12条から第18条までの規程を準用する。

(役員会)

- 第7条 役員会は、監事を除く全役員をもって構成し、会長が召集する
- 2 防災協力員は役員会に出席して意見を述べるができる。
 - 3 役員会は業務計画案及び予算案を作成し総会に提出する。

(小委員会)

- 第8条 小委員会は会長・副会長（2名）・会計・統括・各隊長（5名）をもって構成し会長が召集する。
- 2 小委員会は緊急等を要する事項の決定が出来る。重要なものは、事後役員会の承認を得る。

(会計)

- 第9条 本会の運営に要する経費に充てるため「自主防災会会計」をもうける。
- 2 本会の経費は、自治会一般会計からの繰入金・市からの補助金・総会で承認された会費及び寄付金等をもって充てる。

(会計報告)

- 第10条 会長及び会計は、収支決算書並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け定期総会に文書をもって会計報告を行う。

(会計年度)

- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附 則

- 1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成17年2月6日から改正実施する。
- 3 この規約は、平成20年4月1日から改正実施する。
- 4 この規約は、平成25年4月1日から改正実施する。